

県有林造成基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 5 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 73 号

県有林造成基金条例施行規則の一部を改正する規則

県有林造成基金条例施行規則（昭和 39 年岩手県規則第 95 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="188 479 504 510"><u>県有林造成基金条例施行規則</u></p> <p data-bbox="161 524 225 555">(趣旨)</p> <p data-bbox="121 573 791 698">第 1 条 この規則は、<u>県有林造成基金条例</u>（昭和39年岩手県条例第35号）<u>第 8 条</u>の規定に基づき、<u>県有林造成基金</u>（以下「基金」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="161 1290 392 1321">(県有林造成基金台帳)</p> <p data-bbox="121 1339 791 1464">第 2 条 農林水産部長（以下「部長」という。）は、<u>県有林造成基金台帳</u>（様式第 1 号）を備えて置いて、常に基金に属する財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p data-bbox="161 1532 325 1563">(県有林の管理)</p> <p data-bbox="121 1581 272 1612">第 3 条 [略]</p> <p data-bbox="161 1626 300 1657">(緊急伐採等)</p> <p data-bbox="121 1675 272 1706">第 4 条 [略]</p> <p data-bbox="161 1720 347 1751">(県行造林の申請)</p> <p data-bbox="121 1769 791 1895">第 5 条 課長は、県行造林の実施を希望する土地所有者があるときは、<u>県行造林申請書</u>（様式第 2 号）正副 2 部を所管する局長を経由して提出させなければならない。</p> <p data-bbox="161 1912 325 1944">(県行造林契約)</p> <p data-bbox="121 1962 272 1993">第 6 条 [略]</p> <p data-bbox="161 2007 485 2038">(県有林の土地の使用許可申請)</p>	<p data-bbox="874 479 1350 510"><u>県営林造成基金及び公営林造成基金管理規則</u></p> <p data-bbox="847 524 911 555">(趣旨)</p> <p data-bbox="807 573 1477 788">第 1 条 この規則は、<u>県営林造成基金条例</u>（昭和39年岩手県条例第35号）<u>第 9 条</u>及び<u>公営林造成基金条例</u>（平成19年岩手県条例第16号）<u>第 9 条</u>の規定に基づき、<u>県営林造成基金及び公営林造成基金</u>（以下「基金」と総称する。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="831 810 922 842"><u>(定義)</u></p> <p data-bbox="807 860 1477 940">第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p data-bbox="823 954 1273 985">(1) 県有林 県営林及び公営林をいう。</p> <p data-bbox="823 999 1465 1079">(2) 県営林 県営林造成基金条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する県営林をいう。</p> <p data-bbox="823 1093 1465 1173">(3) 公営林 公営林造成基金条例第 2 条に規定する公営林をいう。</p> <p data-bbox="823 1187 1465 1267">(4) 県行造林 県営林造成基金条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する県行造林をいう。</p> <p data-bbox="847 1290 1078 1321">(県有林造成基金台帳)</p> <p data-bbox="807 1339 1477 1509">第 3 条 農林水産部長（以下「部長」という。）は、<u>別に定める</u>様式による<u>県営林造成基金台帳及び公営林造成基金台帳</u>を備えて置いて、常に基金に属する財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p data-bbox="847 1532 1011 1563">(県有林の管理)</p> <p data-bbox="807 1581 959 1612">第 4 条 [略]</p> <p data-bbox="847 1626 986 1657">(緊急伐採等)</p> <p data-bbox="807 1675 959 1706">第 5 条 [略]</p> <p data-bbox="847 1720 1034 1751">(県行造林の申請)</p> <p data-bbox="807 1769 1477 1895">第 6 条 課長は、県行造林の実施を希望する土地所有者があるときは、<u>別に定める</u>様式による<u>県行造林申請書</u>正副 2 部を所管する局長を経由して提出させなければならない。</p> <p data-bbox="847 1912 1011 1944">(県行造林契約)</p> <p data-bbox="807 1962 959 1993">第 7 条 [略]</p> <p data-bbox="847 2007 1171 2038">(県有林の土地の使用許可申請)</p>

第7条 局長は、県有林の土地の使用の許可を受けようとする者があるときは、県有林土地使用許可申請書（様式第3号）を提出させなければならない。

2 第1項の申請が県行造林の土地に係るときは、当該申請書に土地所有者の承諾書を添付させなければならない。

（出納長に対する通知）

第8条 [略]

（補則）

第9条 [略]

第8条 局長は、県有林の土地の使用の許可を受けようとする者があるときは、別に定める様式による県有林土地使用許可申請書を提出させなければならない。

2 第1項の申請が公営林及び県行造林の土地に係るときは、当該申請書に土地所有者の承諾書を添付させなければならない。

（出納長に対する通知）

第9条 [略]

（補則）

第10条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年6月1日から施行する。

（岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正）

2 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第5の11の項を次のように改める。

11 県営林造成基金及び公営林造成基金管理規則（昭和39年岩手県規則第95号）の施行に関する事務	第5条第2項	災害の発生による危険防止のための伐採	○	○			○		○			○		
	第8条第1項	土地の使用の許可	○	○			○		○			○		

（経過措置）

3 この規則による改正後の県営林造成基金及び公営林造成基金管理規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

4 この規則による改正前の県有林造成基金条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。